**平成２４年（フ）第１５６号**
群馬県太田市新田木崎町108番地１　長沼アパートＡ
債務者　島田　　実
１　決定年月日時　平成24年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
　　前橋地方裁判所太田支部

**平成２４年（フ）第３２０号**
埼玉県比企郡吉見町大字江綱1496番地12
債務者　堀田よしえ
１　決定年月日時　平成24年９月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
　　さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２４年（フ）第１３５１号**
名古屋市北区御成通２丁目１番地の１　マジェスティハイツ御成1003号
債務者　藤枝　裕三
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１４９０号**
愛知県小牧市東１丁目122番地　プリムローズ203号
債務者　玉城　健太
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１６０３号**
愛知県知多市金沢字西田３番地の１　オレンジコーポ102
債務者　安樂　貴司
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第５２号**
三重県松阪市小黒田町528番地２　フレグランス野田Ａ201
債務者　杉田　義幸
１　決定年月日時　平成24年９月10日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
　　津地方裁判所松阪支部

**平成２３年（フ）第１７９９号**
福岡市博多区須崎町９番20―602号、破産手続申立時の住所福岡市中央区地行３丁目16番12―708号
債務者　山本　　一
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第６５２号**
福岡市中央区赤坂２丁目３番13―403号、前住所熊本市近見７丁目５番45号
債務者　宮本　敬士
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第９９５号**
福岡県古賀市天神６丁目26番６号
債務者　山口潤一郎
１　決定年月日時　平成24年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第９９６号**
福岡県古賀市天神６丁目26番６号
債務者　山口　裕美
１　決定年月日時　平成24年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１０９６号**
福岡県柳川市久々原468番地２
債務者　待鳥はるみ（旧姓小林）
１　決定年月日時　平成24年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１２８０号**
福岡市博多区博多駅東３丁目９番９―401号
債務者　中本　知美
１　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１２８６号**
福岡県春日市白水ヶ丘２丁目１番地サンジュール春日502号
債務者　秋重まどか
１　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１３２３号**
福岡市早良区原４丁目８番12号
債務者　稲田　裕子
１　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１３２６号**
福岡県春日市若葉台東３丁目35番地
債務者　宇都宮正博
１　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１３４６号**
福岡市南区大橋４丁目12番27―503号
債務者　高月　紀子（旧姓山崎）
１　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１３５７号**
福岡市東区香椎３丁目３番20号
債務者　田口　幹生
１　決定年月日時　平成24年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部